

1 令和5年4月から段階的に定年を引上げ

地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員の定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることになる。

2 60歳超職員の給与は60歳時点の7割水準

【給与】 60歳時の給与の7割水準。

【手当】 [7割支給] 地域手当、時間外勤務手当、休日給、期末手当、勤勉手当

[全額支給] 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当

3 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

【導入目的】 組織の新陳代謝の確保、組織活力の維持

【対象範囲】 管理職手当の支給対象となっている職。当市は部課長級職員

【役職定年年齢】 60歳

【当市以外の対応】 職員の年齢構成等特別の事情がある場合は例外措置を講ずることもできるが、岩手県及び県内市町村において例外を定める予定なし。

4 定年前再任用短時間勤務制の導入

【内容】 60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、短時間勤務の再任用職に採用することができる。（65歳まで）

【任用】 常勤職員を退職して応募する。退職手当はこの時点で支給される。選考により任命権者が任用する。採用されない職員が生ずることもあり得る。

※65歳定年制が完成するまでの間に退職する職員については、65歳まで暫定再任用職として勤務可能。

5 高齢者部分休業制度の導入

【内容】 加齢による諸事情の対応、地域ボランティア活動など地域貢献等を想定して、定年退職前に休業を取得することができる制度。（時短勤務のようなもの）
対象年齢は条例で定めることができ、当市は60歳以降としたい。

【給与等】 勤務時間の半分を上限として休業でき、勤務しない時間分を減額して支給。

【処遇】 常勤職員としてカウントされるため、配置される職場の理解が不可欠。

6 1～5の対応に伴い改正等が必要になる条例

- ※1 ()内は主な改正等の内容
- ※2 暫定再任用は、定年の段階的引き上げ期間において年金受給開始年齢まで継続勤務を可能とする制度（現行と同様の制度）。
- ※3 特例任用は、60歳を超えても引き続き管理監督職に勤務させること。

【一部改正】 ・北上市職員の定年等条例（定年引上、役職定年、暫定再任用 ※2）
・外国の地方公共団体の機関等に派遣される北上市職員の処遇等条例（特例任用職員は対象外 ※3）
・北上市職員の育児休業等条例（特例任用職員は対象外）
・北上市職員の勤務時間、休日及び休暇条例（定年前再任用短時間勤務職員に修正）
・公益的法人等への北上市職員の派遣条例（特例任用職員は対象外）
・北上市人事行政運営等の状況の公表条例（地方公務員法引用条文修正）
・北上市一般職の職員の給与条例（給与7割措置、暫定再任用）
・北上市職員の分限の手続及び効果条例（給与7割措置）
・北上市下水道事業職員の給与の種類及び基準条例（給与7割措置）
・北上市職員の懲戒処分の手続及び効果条例（減給処分）

【制定】 ・北上市職員の高齢者部分休業条例（対象年齢、上限時間）

【廃止】 ・北上市職員の再任用条例の廃止

7 スケジュール

令和4年 11月21日 庁議
12月 市議会12月通常会議上程
令和5年 1月中旬 庁内周知